

11/20
車(日)

介護施設での補助縮小へ

厚労省調整 資産要件を厳しく

厚生労働省は、低所得の高齢者に介護施設の食費・居住費を補助する「補足給付」の対象者を縮小する方向で調整に入った。今は預貯金などの資産が「1千万円以下」の人が対象だが、

約500万円までの間で引き下げる。社会保障審議会（厚労相の諮問機関）の部会に近く示す予定。

15年8月からは、低所得の要件を満たしても、預貯金などが単身で1千万円超、夫婦で2千万円超ある場合は対象外となつた。し

かし、在宅で介護を受ける人は食費・居住費を負担していることや、現役世代との負担の公平性の観点から、財政制度等審議会（財務相の諮問機関）などで見直しを求める声が上がった。与党内にも目立った反対意見はない。

厚労省は、低年金の施設入居者でも預貯金が500万円程度あれば、補足給付を受けて10年間は施設で生活できると試算。補足給付の新たな基準を、預貯金などが600万円以下の人と

することも検討している。また所得と預貯金の両方の要件を満たす対象者でも、年金額が年120万円超の場合は、補足給付のうち食費分をカットする方向だ。

介護保険制度改革では、在宅サービス利用計画（ケアプラン）作成費などへの自己負担の導入や、要介護1、2の人への生活援助サービスの市区町村事業への移行も検討項目に挙がっている。だが、与党からの否定的な意見が相次ぎ、改革は厳しい状況になつてている。